

倒産手続の開始後に生じた債権・動産に対する担保権の効力に関する検討
(特に案 19. 1. 2 及び案 19. 1. 3 に関して)

弁護士 大澤加奈子

※ 会社更生手続においては、開始決定によって担保権の手続外行使が禁止され、開始決定時を基準時として更生担保権の時価評価が行われることから、中間試案案 19. 1. 2 の考え方になる。中間試案 19. 1. 2 及び同 19. 1. 3 は、担保権が別除権である民事再生手続において特に問題となる。

第 1 案 19. 1. 2 についての再考

1 別除権協定との親和性があり、担保権者と設定者との利益バランスのとれた案といえること

民事再生手続においては、再生手続開始決定によって、担保権の実行は止まらない。再生債務者は、担保権実行中止（禁止）命令を得たうえで、担保権者との間で別除権協定を締結することが通例であり、この別除権協定は再生債務者の事業再生のために必要不可欠である。

別除権協定を円滑に進めるためには、担保権の及ぶ担保目的債権の評価時点が明確に定められていることが必要である。下記第 2 に記載のとおり案 19. 1. 3 ではその評価時点が定まらず、そのため別除権協定が難航し、再生債務者の事業再生に深刻な影響を与える恐れがある。

また、案 19. 1. 2 による場合、担保権者の優先権の範囲は、開始決定時の担保目的債権の評価額とされるため、基準が客観的かつ明確である。実務上も、再生債務者は窮境の中で民事再生手続を申し立てるのであるから、開始決定後に再生債務者の事業規模は縮小せざるをえず、開始決定後に生じる売掛金等の債権は開始決定前と比較して減少するのが通例である。したがって、むしろ倒産手続開始決定時に発生していた債権の評価額を優先権の限度とすることで担保権者の利益を損なうことにはならず、むしろ担保権者と再生債務者との間で合理的な利益バランスをとることが可能である。

2 別除権協定が締結できなかった場合の処理

では、案 19. 1. 2 を前提としつつ、別除権協定の締結に至らずに担保権が倒産手続開始決定後に実行された場合、開始決定時における担保評価をいかにして行うか、また、実行により担保権者が得た回収金の清算等をどのように行うのが問題となる。

しかしこれは、平時における実行手続（評価・清算）問題と同様の局面であるといえる。

他方、再生手続においては、開始決定時の評価として財産評定が制度化されており、公平誠実義務に基づき担保対象債権を含めて適正な評価（処分価額）がなされる仕組み

があり、また、実務上もこの財産評定において債権・動産の評価を実施してきており、担保権者も財産評定を尊重することが期待される。よって、価額決定等の新たな手続の導入までは必要ないものとする。

第2 案 19.1.3 を採用した場合の問題点について

1 担保目的債権（動産）を画することができないこと

案 19.1.3 をとった場合、担保権者が担保を実行するまでの間は倒産手続開始後の債権につき担保権の効力が及ぶことから、民事再生手続における別除権協定や担保権消滅許可の対象となる担保目的債権（動産）の範囲を画定することができなくなる。

2 開始決定後の担保権実行につき案 19.1.1 と同じ問題が生じること

案 19.1.3 を前提として、担保権者が倒産手続開始決定後一定期間経過した後に担保実行した場合には、案 19.1.1 において問題とされたように、倒産手続開始後に担保の目的となる債権を発生させるためのコストを倒産財団が負担することになるが、一定のコストを償還させる規律（案 20.1・案 20.2 参照）を設けたとしても、これを適正に画するのは困難である。

3 案 19.1.3 は担保権者の実行時期の選択権を重視するものと思われるところ、以下のとおり、実行時期選択権の保障は倒産手続法制においてすでに一定程度制限されており、絶対的に尊重されるものではないこと。

- 会社更生において担保権は更生担保権となることから、担保権の実行はそもそも考えられないこと。
- 破産法 185 条は、別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、破産管財人に別除権行使の期間の指定をすることを認めていること。
- 各倒産手続において担保権消滅制度が設定されていること

以上